

井川町重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年4月

井川町健康福祉課

1. 計画策定の背景と趣旨

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など属性や対象者のリスク別の制度を発展させ、それぞれで専門的な支援を充実させてきました。

しかしながら、近年では、少子高齢化や家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等による、地域住民同士の関係の希薄化など、地域や家庭を取り巻く環境が変化しています。これに伴い、地域における福祉課題は複雑化・深刻化しており、これまでの公的なサービスでは対応できない問題が出てきております。たとえば、80代の親が50代の子どもの生活を支える 8050(ハチマルゴーマル)問題や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー、世帯全体の孤立状態などがあげられ、高齢者、障がい者、児童、貧困などの分野ごとに整備されてきた対応ではサービスの隙間や制度の狭間の支援が出来ず、大きな課題となっています。

そこで、本町では平成30年度より、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、令和元年度からは「井川町生涯生活丸ごと支援システム構築事業」として、包括化推進員を配置し、複雑かつ複合化した課題の解決に取り組み、令和2年度には「互いに尊重し 支え合いでつくる 誰もが安心して暮らせるまち」を基本理念とした「第1期井川町地域福祉計画及び第1期井川町地域福祉活動計画」を策定しました。

さらに、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法(以下、「法」という。)において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実現する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

本町では、これまでの取り組みで得た、ノウハウを活かし、町民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせるまちを目指すために「井川町重層的支援体制整備事業」を実施することとしました。

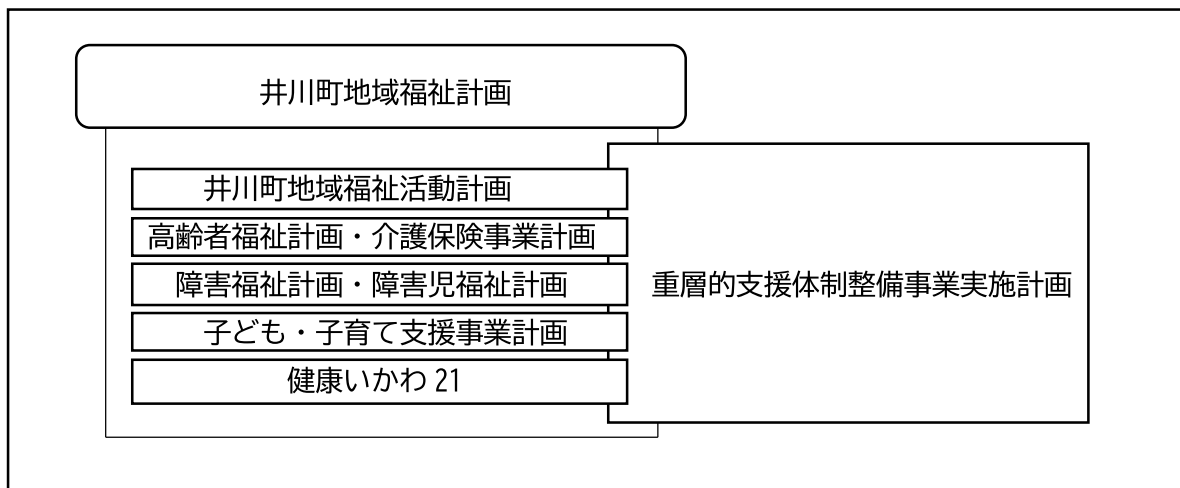
2. 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 3 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体マニュアル(令和 3 年 3 月 31 日)」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画(以下「実施計画」という。)」です。

なお、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。(法第 107 条の 1 第 1 項第 1 号)

本計画は町地域福祉計画に定める「安心・安全のまちづくり」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、町地域福祉計画、町高齢者福祉計画・町介護保険事業計画、町障害福祉計画・町障害児福祉計画、町子ども・子育て支援事業計画、健康いかわ 21 等の地域福祉に関する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。(法第 106 条の 5 第 3 項)



3. 井川町重層的支援体制整備事業の理念

重層的支援体制整備事業では、町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すこととされています。また、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住居、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての町民とされております。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。
(「重層的支援体制整備事業に係る自治体マニュアル(令和3年3月31日)」P.7 抜粋)

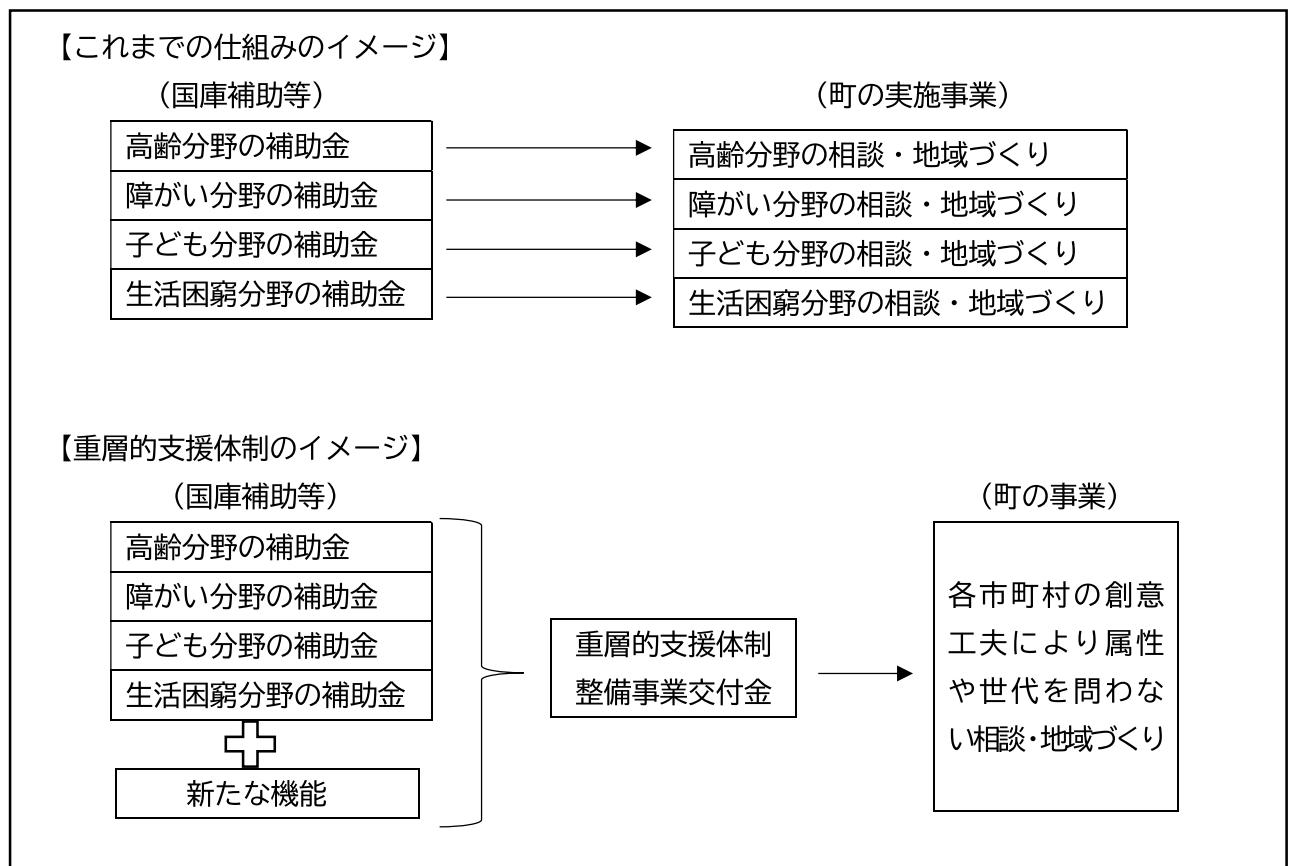
- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人、世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、重層的支援体制整備事業のもう一つの意義は、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制構築の方針や具体的な工程について、地域住民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図ることであり、そのきっかけとして、重層的支援体制整備事業実施計画の策定(法第106条の5)や支援会議の設置(法第106条の6)に関する規定が定められています。

4. 井川町重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野(介護、障がい、子育て、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(法第106条の8、法第106条の9)として交付されるものです。



5. 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制

1 包括的相談支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号)

(1) 事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

実施する事業は以下となります。

区分	実施する事業	実施体制	
■	地域包括支援センターの運営 [第 1 号のイ]	【支援対象者】 ・ 65 歳以上の高齢者等 【実施方式】 ・ 直営 【支援機関】 ・ 井川町地域包括支援センター 【業務の内容】 ・ 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント	■
	基幹相談支援センター機能強化事業 [第 1 号のロ]	【支援対象者】 ・ 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 ・ 委託 【支援機関】 ・ 社会福祉法人 山本更生会 ・ 社会福祉法人 南秋つくし苑 【業務の内容】 ・ 一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、障がい相談支援センターの運営、ジョブコーチ、発達障害児及び家族等への相談支援	

第 二 章	利用者支援事業 [第 1 号の八]	【支援対象者】 ・子ども及びその保護者等 【実施方式】 ・直営 【支援機関】 ・健康福祉課 こども・子育て支援班保健師 【業務の内容】 ○母子保健型 ・保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等の情報提供等	第 二 章
	生活困窮者自立相談 支援事業 [第 1 号の二]	【支援対象者】 ・現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】 ・直営 【支援機関】 ・健康福祉課 【業務の内容】 ・一時的な相談、生活困窮者自立支援制度の促進、県との連絡調整	

(2) 支援フロー

①包括的な相談の受け止め

包括的な相談支援事業者においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、受け止めた相談のうち、当該包括的相談支援事業者のみでは、解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関へつなぐことが求められています。

②包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

ア 多機関協働へのつなぎ

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰した上で、支援関係機関の役割分担を整理する必要のあるケースや、アウトリーチ等事業や参加支援事業の対象になることが想定されるケースについて、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼します。その際は、事業利用と支援関係機関との情報共有についての同意を得ることとします。

また、相談者をつなぐ際には、包括的相談支援体制事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得した上で多機関協働につなぐよう配慮します。本人の不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

アセスメントに必要な情報は、基本的には、包括的相談支援事業者を含めた普段から本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集しますが、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい場合には独自に収集します。

イ 重層的支援会議への参加

重層的支援会議には、原則として、本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加します。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者にケースを依頼した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者からの助言や支援関係機関等連携体制を活用しながら、当該包括的相談支援事業者において当該事例への対応を行います。

ウ 多機関協働による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの紹介により多機関協働につながったケースのうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要する等の理由によって一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定されます。

この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に

連携を図り、支援に関わることが求められます。

エ 多機関協働事業による支援終結後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし
支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなります。ケースによっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から地域の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことも重要になります。

(3) 包括的相談支援事業において求められること

- ・世代や属性に関わらず、包括的に相談を受け止めること。
- ・重層的支援会議等への参加依頼があった場合には、積極的に参画し、プランの妥当性や支

援の方向性等について協議すること。

・包括的相談支援事業から多機関協働事業に本人をつなぐ際には、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明し、本人が納得した上でつなぐこと。

・多機関協働事業者からの、本人や世帯などの状況に関する情報の依頼があった場合は、適切に情報収集を行い、重層的支援会議等も活用し、多機関協働事業者に共有すること(ただし、多機関協働事業が継続的に支援しているケースに限る)。

2 参加支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)

(1) 事業の概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自立を支えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるにあたって強化すべき機能です。

この事業は、町全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

具体的には、本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成することを目的としています。さらに、マッチ

ングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施する事業は以下となります。

区分	実施する事業	実施体制	
親	参加支援事業 [第2号]	【支援対象者】 ・ ひきこもりや制度の狭間にいる方 【実施方式】 ・ 委託 【支援機関】 ・ 井川町社会福祉協議会 ・ 福祉サービス事業所等ニーズと社会資源を勘案し検討 【事業内容】 ・ 既存支援では対応が困難な方や制度の狭間の個別ケースに対応する為、福祉サービスや既存の組織体等の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う	親

(2) 支援フロー

① 相談受付

参加支援事業は、重層的支援会議において参加支援事業の利用が必要と判断され、②のプランが決定された場合に利用が開始されます。ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における町による支援決定前から本人への支援を開始します。

② プラン作成

参加支援事業者は、相談の受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮ることとします。プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、作成するものです。プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載します。

③支援の実施

参加支援事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行います。相談者の有無に関わらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受け入れ先(地域の福祉サービス、企業等)への支援を行います。

④終結

社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができ、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、プランに基づいた支援は終結となります。ただし、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、参加支援事業利用者の多くが、他者や社会とのつながりを継続する事に困難を抱える場合が多いことを意識し、定期的に連絡を取る等のつながりの維持に向けた働きかけを行います。

(3)具体的な支援内容と留意点

①資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って、支援メニューのマッチングを行います。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことを留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行うなど丁寧な関わりが必要です。また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくります。

そのため、日頃から地域の産業や業界団体等のプラットフォームに参画すること等を通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりをつくり、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集したり関係づくりを行います。

②定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できることは限らないことから、定期的に訪問する等一定期間フォローアップを行います。

(4)地域における福祉サービスとの連携について

社会参加に向けた支援は就労支援、居住支援等の形態が考えられるが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する者に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する者の受け皿とし

て機能を拡充していくことが重要です。

社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人等の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題に対する社会福祉法人等の積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人等のネットワークとのつながりをつくっておくことも重要であるとされていることから、町内の社会福祉法人等と密に連携をとりネットワークを活かした取組を検討していきます。

3 地域づくり事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)

(1)事業の概要

地域づくり事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う事業となります。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することとします。

実施する事業は以下となります。

区	実施する事業	実施体制	
地 域 づ り 事 業	地域介護予防活動支援事業 [第 3 号のイ]	【支援対象者】 ・家に閉じこもりがちな高齢者、一人暮らしの高齢者、虚弱な高齢者等 【実施方式】 ・住民主体 【支援機関】 ・井川町地域包括支援センター 【事業内容】 ・町内においてサロンを開催。各町内の集会所等を利用して原則週 1 回実施する。介護予防、仲間づくり、生活の質向上、健康や心身機能の向上を目指す。	区

地 域 支 援 事 業	生活支援体制整備事業 [第3号のロ]	【支援対象者】 ・単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者 【実施方式】 ・直営 【支援機関】 ・井川町地域包括支援センター（生活支援コーディネーター） 【事業内容】 ・社会資源を適切に把握し地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域において支援するニーズと取組のマッチング	縣
	地域活動支援センター機能強化事業 [第3号のハ]	【支援対象者】 ・障がいのある人 【実施方式】 ・委託 【支援機関】 ・NPO法人 よつば 【事業内容】 ・創作的活動または生産活動の機会提供等	
	地域子育て支援拠点事業 [第3号のニ]	【支援対象者】 ・子ども及びその保護者等 【実施方式】 ・直営 【支援機関】 ・多世代交流施設みなくる 【業務内容】 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等	

地 域 業	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 一人暮らし高齢者牛乳配達事業	【支援対象者】 ・一人暮らし高齢者 【実施方式】 ・直営 【支援機関】 ・有限会社小武海乳販 【業務内容】 ・福祉サービスを利用されていない非課税一人暮らし高齢者へ1週間に1回牛乳配達し安否確認を行う	縣
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ご近所助け合い隊	【支援対象者】 ・65歳以上の一人暮らし・夫婦のみ世帯または障がいのある一人暮らしの方 【実施方式】 ・委託 【支援機関】 ・井川町社会福祉協議会 【業務内容】 ・日常のちょっとした困りごとに対し、ボランティア登録している住民がお手伝いに伺い、解決と交流を図る	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 お茶っこなごみ、体操教室の実施	【支援対象者】 ・高齢者 【実施方式】 ・委託 【支援機関】 ・井川町社会福祉協議会 【業務内容】 ・お茶会や体を動かせる場を開催し、参加者同士の健康増進及び相互交流を図る。	

(2)支援内容

①世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

ア 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、「人與人」、「人と資源」が
つながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフ
ティネットワークの充実を図る必要があります。既存の地域づくりに関する事業に
基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満た
し、各事業が対象とする高齢者、障がい者、子育て中の親子、生活困窮者の居場所を
確保した上で、全ての町民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保
を進めていきます。

イ 支援の展開

【既存の拠点等の利活用】

本町では、従前通りの特定の属性や世代に特化した既存の拠点を維持しつつ、これ
らの多様な拠点を活かして、町全体で属性によらない包括的な支援体制を整備し、
個々の拠点の利用者の範囲を広げ(多機能化)、地域住民を広く対象として居場所や
交流の場の提供に取り組めます。

【新たな場の確保】

地域づくり事業の長期的な取組として、多世代型のサロンや地域食堂、コミュニテ
ィカフェ等、世代や属性を限定しない居場所や交流の場の新設を目指します。

②個別の活動や人のコーディネート

ア 基本的な考え方(コーディネーターに求められる役割)

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人與人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える
関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくこと
が求められます。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけで
はなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれ
る場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これま
で福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など
他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要になります。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民を主体として進めることが重要
であることから、地域づくり事業の展開にあたっては、既存の地域住民による取組が
継続されるよう留意し、既存の取組を活かしたコーディネートを行うことが求めら
れます。

イ 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気付きや展開が生まれる「場」づくりを支えています。ここでいう場とは物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくり等様々な形態が含まれます。地域づくり事業における各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を町全体で整備していきます。

③多分野がつながるプラットフォームの展開

ア 基本的な考え方

多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの活性化や発展の為、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識する事が望ましいと考えられます。

様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながることから、こうしたプラットフォームは、地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、既存の協議体を活用しながら整備していくことが求められます。

イ プラットフォームに求められる役割

【フィールドワークによる地域の人と資源の確認】

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源(場・活動・サービス・情報等)の現状を確認することが必要とされます。

【様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場(プラットフォーム)の設定】

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることにつながります。福祉分野に閉じずに、様々な分野の活動が出会い、新たな気付きを得て、アクションが起きやすい環境を整備する事を重視し、それぞれが実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能を十分に活用することが求められます。本町では、多様な分野の支援関係者や、地域で活動する方々に重層的支援会議に参画いただくこ

とで、プラットフォームとしての機能を確保していきます。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)

(1)事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(以下、「アウトリーチ等事業」という。)は、複雑化・複合化した課題を抱えている為必要な支援が届いていない人に支援を届ける為の事業となります。その為、多くのケースで本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定されます。

つまり、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わる為の信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、対象者を見つける為、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが求められます。

実施する事業は以下となります。

区	実施する事業	実施体制	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第 4 号]	【支援対象者】 ・必要な支援が届いていない人等 【実施方式】 ・委託 【支援機関】 ・井川町社会福祉協議会 【事業内容】 ・必要な支援が届いていない人や長期にわたり人との交流をしてこなかった方等に対し包括化推進員を中心に信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置いた支援を行う	親

(2)支援内容

アウトリーチ等事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであり、具体的には、それらの支援以外も含めて整理すると、次の 5 つに整理されます。

①支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集

潜在的なニーズのある方を早期に発見する為に、日頃から支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を把握します。

②事前調整

支援ニーズのある方やその世帯に確実に支援を届ける為に、丁寧な情報収集や、自宅への訪問等によって関係性を構築する為の方策を検討し、必要な関係者との調整を行います。

③関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成する為に、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供をする等の関わりを継続して行います。

④家庭訪問

自宅への訪問等を含め、本人の所まで赴き支援を行います。

⑤家庭訪問及び同行支援

本人に出会えた後も、即時には自宅から出ることが困難な者や支援関係機関や地域住民等の関係者につながる事が困難な方に対して、自宅への訪問等を行い、継続的に寄り添い、本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充を図ります。

(3)具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある方等地域や他者とのつながりが希薄化しており、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることが想定されます。この為、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意(利用申込)を得るまでに時間を要する可能性を考慮した上で対応します。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり想定される支援の内容にも違いがあると考えられる為、場面に応じた適切な対応を行います。

①本人同意を得る前の支援

アウトリーチ等事業者は、支援関係機関等から入った情報を踏まえ、本人の状況をアセスメントし、アウトリーチ等事業者が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、もしくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討します。

その上で、アウトリーチ等事業者が主担当になる場合には、本事業におけるプランを作成し、必要に応じて、構成員に守秘義務が科せられた支援会議に当該プランを諮ります。支援会議は、関係者で支援の方向性や支援の方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保する為のものです。

本人同意を得る前の支援としては、「本人に会う前の丁寧な事前調整」や「本人と

の関係性構築に向けた継続的な働きかけ」等が想定されます。本人を追い立てることなく、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要となります。

ア 本人に会う前の丁寧な事前調整

訪問等を通して本人との関わりをもつ前の段階では、事前の準備や調整等が必要になります。具体的には、以下のような取組が想定されます。

- (i) 本人やその世帯が置かれている状況等の情報に関する情報収集を、支援関係機関や地域住民等の関係者から時間をかけて収集する。
- (ii) 本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備する為に、個別会議等を活用して支援関係機関と連携・協議を行い、支援のネットワークを構築する。
- (iii) 支援会議等を活用して本人と関わる為のきっかけやその切り口を入念に検討する。例えば、家族への支援や本人の趣味や切り口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法が考えられるが、(i)で収集した情報等を踏まえて適切な方法を選択する。
- (iv) 本人が困っている事を丁寧にアセスメントし、それに対する対応策を提示し、本人との関わりを深めるきっかけを作る。
- (v) 緊急性にある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

イ 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

本人に会う前の丁寧な事前調整が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援を行います。具体的な内容としては、以下のような取組が想定されます。

- (i) 継続的に訪問したり、本人に手紙を書き残す等して、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。
- (ii) メール、チャット等による定期的な連絡を行う。
- (iii) (本人の興味、関心に合わせたチラシ、リーフレット等を提供する。また、本人の状況に応じて参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

②本人同意を得た後の継続支援

本人と関係性を構築し、直接会う事が出来た後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、重層的支援会議に諮ります。

本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うケースと、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業とアウトリーチ等事業者が連携しながら支援を行うケースの2つが想定されます。

- ア アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うことが想定されるケース
 - ・アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
 - ・アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったものの、それ以外の者を受け入れ、つながりを形成することが難しいケース
- イ 多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うことが想定されるケース
 - ・本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民等の関係者と関係性を構築するに至っていないケース
 - ・参加支援事業を活用したり各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走支援が求められるケース

(4) 支援の終結

本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で、支援は終結となります。

5 多機関協働事業及び支援プランの策定

(1) 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められるケース等に対して支援を行うものです。

本事業は、複雑化・複合化したケースに対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業です。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、支援者を支援する役割を担う一面もあります。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを実施する等の直接的な支援も行います。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図る事等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

※支援プランの作成(法第 106 条 4 の第 2 項第 5 号及び第 6 号)は、多機関協働事業と一体的に実施します。

(2)事業実施主体

井川町社会福祉協議会(相談支援包括化推進員 3 名配置)

(3)支援対象者

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では、対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する方が想定されます。

(4)支援の展開

①相談受付

ア 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましいケースについては、相談を受け付けた上で、必要な支援を行います。

多機関協働事業者が受付を行った後で、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談等、多機関協働事業者につながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断されたケースについては、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関にケースを戻すこともあります。

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は、原則、本人に相談受付・申込票を記入してもらい、利用申込(本人同意)を受けるものとします。基本的には、紹介元の支援関係機関等が補助を行うこととしますが、本人が利用申込に不安等がある場合は、直接本人に支援内容の説明をする等丁寧に対応をします。

イ アウトリーチ等事業からの相談受付の考え方

ひきこもり状態にある方等への支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、アウトリーチ等事業者と本人との信頼関係が形成され、アセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が想定されます。

したがって、多機関協働事業者は、アウトリーチ等事業者による支援開始前からアウトリーチ等事業者と密に連携を図ることが重要です。

②アセスメント

アセスメントを行うために必要な情報(見立ても含む。)は、包括的相談支援事業者等の紹介元や日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集した方が望ましい場合には独自に収集します。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事

業につないだ方が良いと判断されるケースもあると考えられることから、インタビュー・アセスメントの段階から、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制を確保します。

③プラン作成

アセスメントの結果を踏まえて、支援関係機関の円滑な連携体制のもと、複雑化・複合化した支援ニーズを有する方やその世帯へ必要な支援を提供する為支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。

当該プランの作成にあたっては、重層的支援会議において、包括的相談事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を始めとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性について協議を行います。

また、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業をつなぐことを基本とします。

④支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

また、プランに基づく支援の実施状況は、重層的支援会議等において支援関係機関から情報収集して随時把握をし、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとします。

⑤終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となります。なお、終結後は、プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関(支援担当者)を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要となります。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、速やかに支援を再開します。

6. 支援会議・重層的支援会議

1 支援会議

(1)目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意を得られない為に支援関係機関等での適切な情報提供が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られない為に体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条の6の規定により、町は、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う為、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を新たに設置することができるようになりました。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制を円滑にするものです。

支援する側が事務を円滑に行う為に開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届ける為、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行う為に開催するものであることに留意します。

個別会議の構成員の役割は、次の3つです。

- ①気になる事例の情報提供・情報共有
- ②見守りと支援方針の理解
- ③緊急性がある事案への対応

(2)構成員

支援会議の構成員については、主に行政機関、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定されます。構成員それぞれに守秘義務がかけられることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更することとします。

(3)守秘義務の適用範囲

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報

の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能となります。支援会議の出席者は、正当な理由なく、知り得た全ての事項(地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。)について漏らしてはいけません。

※支援会議においては、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 22 条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要です。

2 重層的支援会議

(1)目的

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施される為に開催するものであり、次の 3 つの役割を果たすことが求められます。なお、ケースの内容によって、会議の役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たす等柔軟に対応することもできます。

①プランの適切性の協議

多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランについて、町や支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断します。

②プランの終結時等の評価

多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業のプラン終結時等において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討します。

③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

(2)構成員

重層的支援会議には、原則として多機関協働事業者と町の参加が求められます。特に、町については、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき町が支援決定を行う為、町は全ての重層的支援会議に参加するものとされています。また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両事業者も参加することとされています。

さらに、ケースに応じて、例えば、生活保護制度の利用が検討される場合は生活保護の実施機関、就労支援が必要な場合は公共職業安定所等の就労支援機関、小中学生であれば、学校や教育委員会等、本人の支援にあたり連携が必要な機関についても参加することが望ましいとされています。福祉分野以外の関係者が参加することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待されるので、分野横断的に呼びかけることとしますが、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる方が参画します。

本人の参加は必須ではありませんが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮した上で参加してもらう事も考えられます。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話をする事に慣れていなかったり、精神状態は不安定であること等から、無理に参加を求めることがないように留意します。

(3)開催のタイミング

重層的支援会議は以下4つのタイミングで必ず開催します。

- ・プラン策定時
- ・再プラン策定時
- ・支援終結の判断時
- ・支援中断の決定時

※支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなった時に判断します。しかしながら、判断にあたっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行う等出来る限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要になります。

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミング等、支援を円滑に進める為に必要と考えられる場合には適切に開催する事が求められます。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、別の形態で適宜会議等開催する事も考えられます。

(4)主な検討内容

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は以下となります。

開催時期	主な内容
プラン策定時	・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各支援関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討等
再プラン策定時	・本人の状況変化の確認、評価 ・現プランの評価

	・再プラン内容の確認(プラン策定時の内容と同様)
支援終結の判断時	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定

(5) プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、下表に示した 3 つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、町による支援決定後に確定することにより、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになります。

プラン内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	・プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと、および支援の内容について決定します。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	・アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いになります。 ・アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、町の支援決定は不要です。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認します。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	・町にプランの確認を行います。

7. 連携体制の構築

(1) 介護・障がい・子ども・困窮分野の連携の構築

介護・障がい・子ども・生活困窮分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、特に 4 分野の間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、町全体として包括的な支援体制が構築されるよう、地域におけるネットワークを活用し、実施体制を構築します。

(2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人や属性を問わず、全ての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となります。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施機関は保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援において中心的な役割を担うこととなります。

また、自立に向けた支援等、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまでも必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきていますが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行います。

重層的支援体制整備事業は、こうした支援関係機関が適切に連携する為の仕組みを町全体として構築するものであり、保護の実施機関や個々のケースワーカーにとっても、連携体制の構築は、業務の円滑な遂行に資するものと考えられます。

(3) 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する 4 分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくりの視点の観点から、労働分野(公共職業安定所等)、教育分野(教育委員会や学校等)、地域再生分野(地域づくり、地方創生等)等の他分野との連携が重要です。各事業において連携する際の留意点は以下のとおりです。

① 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものです。包括的相談支援事業者は、他の包括的相談支援事業者や支援関係

機関から相談を受け付けた場合は連携して支援体制を実施するとともに、従来の支援体制では体制が難しい複雑化・複合化したケースについては、多機関協働事業者や地域参加支援事業者にもつなぎます。

②参加支援事業

参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ります。参加支援事業者は、他の支援機関より、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている方に関する相談を受けた場合には、連携して支援を実施するとともに、必要に応じて多機関協働事業者や参加支援事業者にもつなぎます。

③地域づくり事業

地域づくり事業において、多様な場や居場所の整備を推進するにあたっては、地域の実情に応じ、地域に開かれた、多世代を意識した拠点の運営を行うとともに、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携する等、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要です。

また、活動や人のコーディネートについて、重層的支援体制整備事業において配置される地域コーディネーターは、他制度において配置されているコーディネート人材との連携を積極的に図ります。

④アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業者においては、地域住民や他の支援関係機関等より、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談所について相談を受けた場合には、適切に連携して支援を行います。

また、アウトリーチ等事業者においても、支援を実施する中で、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援をします。

⑤多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化したケースについては、本人同意を得た上で、多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行います。多機関協働事業者においては、他の支援関係機関等から相談を受けた場合は、連携して支援を実施します。

⑥制度の相互理解

連携対象としても相互に密接した関係にあることから、特に、町において障害保健福祉関係主幹部局と重層的支援体制整備事業の主管部局が異なる場合には、部局間や支援関係機関間の相互理解を深める為、相互に日常的な連携(双方の制度を理解する為の研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等)の確保を図ります。